

平成31年4月2日
前橋市立前橋高等学校

前橋市立前橋高等学校の部活動に係る活動方針

1 部活動の目標と部活動方針設定の趣旨

「部活動の充実・振興により、活力のある生徒の育成と自信と活力に満ちた学校を創るとともに、信頼できる人間関係を構築する。」という目標を達成するために、本校の部活動に係る活動方針を次のように設定する。

2 具体的な指導方針

(1) 活動日及び活動時間

① 週当たりの休養日の設定について

- ・原則として、週2日以上以上の休養日を設定する。少なくとも週1日以上以上の休養日を設定することとする。

※大会参加等により休養日を確保できない場合は、全体の活動状況を踏まえながら適切な対応（代替休養日の確保等）を行う。

② 長期休業中の休養日の設定について

- ・学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。
- ・生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間の設定を検討する。

③ 活動時間について

- ・平日は、3時間程度とする（ウォーミングアップ・クールダウンを含む）。
- ・学校休業日は、3時間程度とする（同上）。
- ・練習試合等で終日の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して、休養時間を適切に設定し、無理のないよう活動する。

※平日に合宿やコンクール前練習等で活動時間を延長する場合は、保護者の承諾を得て実施する。

④ 朝練習について

- ・生徒の健康状態や活動意欲、学習や家庭生活等を配慮し実施する。
- ・練習の目的を明確にし、生徒及び保護者との連携を密にして実施する。

⑤ その他

- ・年間スケジュールを作成し、シーズンオフにあたる期間には、土、日曜日の休業日設定も検討する。
- ・定期テスト1週間前より、学習時間確保のため、部活動は原則禁止とする。

(2) 安全対策について

- ##### ① 事故等の未然防止のため、環境整備・安全点検を心がけ、安全に活動できる環境を整える。

- ##### ② 生徒の健康状態を常に把握し指導に当たる。

- ##### ③ 事故等発生時は、応急処置・救急車要請・管理職や保護者への報告等、初期対応を確実に実施する。

(3) 経費について

- ①活動にあたる経費のうち、生徒会費を充当する部分（以下、生徒会部費）については、生徒会の規約による会計処理を行う。
- ②各部において生徒会部費以外に生徒から経費を徴収する場合（以下、各部の部費）は、金額については保護者の理解を得た上で決定する。
- ③各部において各部の部費を徴収する場合は、生徒会部費とは別に帳簿を作成し、1会計年度に1回以上（3年生引退時や年度末等各部において設定）の監査（監査は保護者、保護者が困難な場合は管理職（教頭）を充てる）を行い、保護者に対して会計・決算報告を行う。

3 その他

(1) 外部指導者（部活動非常勤講師）について

- ①顧問職員の負担軽減及び専門的指導を求める生徒・保護者の要望に応えるための外部指導者（部活動非常勤講師）の活用は、校長と関係者の協議調整のもと依頼する。
- ②外部指導者（部活動非常勤講師）の活用は、部活動が学校管理下での計画的教育活動であることを基本に顧問との役割分担等を明確にし、各部の状況を考慮し実施する。

(2) 活動計画書・実績報告書の提出について

- ①毎月活動計画書を作成し、管理職に提出する。（提出日：前月末まで）
- ②毎月実績報告書を管理職に提出するとともに、活動内容等を振り返る。

(3) 部活動検討委員会について

- ①部活動検討委員会を開催し、各部の取組状況や課題を協議する。
- ②部活動検討委員会において、本校部活動の取組状況を報告し、指導助言を得る。

(4) 体罰等の許されない指導の徹底

学校教育活動の一環として行われる部活動において、体罰は厳に禁じる。指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を、損ねたり否定したりするような発言や行為は絶対に行わない。また、させない。